

別表第 2（第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条第 1 項関係）

担当支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

第二種適格電気通信事業者名

第二号基礎的電気通信役務の種別

年度分
(単位 円)

第 1 一般支援区域

担当支援区域名	一回線当たりの原価						回線数	原価
	設備管理部門				設備利用部門	小計		
	固定端末系伝送路設備部門	配賦基準	海底ケーブル部門	配賦基準				

合 計								

第2 特別支援区域

(1) 第5条第1項第2号イに掲げる区域

担当支援区域名	一回線当たりの原価					回線数	原価	
	設備管理部門				設備利用部門			小計
	固定端末系伝送路設備部門	配賦基準	海底ケーブル部門	配賦基準				
合 計								

(2) 第5条第1項第2号ロに掲げる区域

担当支援区域名	原価			収益の額	原価から収益の額を控除した額
	設備管理部門の原価	設備利用部門の原価	小 計		
合 計					

注1 第二号基礎的電気通信役務の種別ごとに別業とすること。

2 担当支援区域名の欄には、法第110条の3第1項の規定により第二種適格電気通信事業者として指定をするときに併せて指定された担当支援区域の名称等を記載すること。

3 第1及び第2(1)の表については、次のとおりとすること。

(1) 一回線当たりの原価の欄には、第10条第1項及び第13条第1項の規定に基づき総務大臣が通知する手順の中で定める部門ごとの電気通信回線一回線当たりの原価及び配賦基準並びに第11条第1項第1号の規定により決定した配賦基準を記載することとし、小計の欄には部門ごとに必要に応じて配賦基準を乗じた原価の合計を記載すること。

(2) 回線数の欄には、第9条第3項の規定により記録した担当支援区域ごとの回線数を記載すること。

(3) 原価の欄には、一回線当たりの原価の小計に回線数を乗じて得た額を記載すること。

4 第2(2)の表については、原価の欄又は収益の額の欄には、この省令の規定により算定した原価及び収益の額を記載すること。

5 項の数は、適宜増減すること。